

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 10 日現在

機関番号：32606

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2014

課題番号：23730122

研究課題名(和文) 著作権法と表現の自由に関する総合的研究

研究課題名(英文) A Comprehensive Study of Copyright Law and Freedom of Speech

研究代表者

横山 久芳 (Yokoyama, Hisayoshi)

学習院大学・法学部・教授

研究者番号：30313050

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：著作権と表現の自由との調整のあり方について、私的複製や間接侵害等の各論的な検討を行い、また、比較法的観点及び憲法的観点を踏まえて研究を進めた。さらに、著作権を含む知的財産権の保護と情報の自由利用との調整のあり方について研究を行った。研究の成果については既に学会発表や論文公表を行っている。さらに、今後は、本研究成果を前提として、著作権法における権利侵害判断に関する研究を行う予定である。

研究成果の概要(英文)：I conducted a great deal of study with regard to the way of relationship between copyright protection and freedom of speech, by considering some particular topics such as private copying and indirect infringement, and by doing research from the perspective of comparative law and constitutional law. Furthermore, I conducted a reserach about the way of harmonizing the protection of intellectual property including copyrighted works and the freedom of use of information. I have already made public the outcomes of my study through conference presentation and article publication. Furthermore, I am planning to do a study on the copyright infringement based on the outcomes of the present study.

研究分野：知的財産法

キーワード：著作権法 知的財産法 表現の自由

1. 研究開始当初の背景

デジタル・ネットワーク技術が発達してきた現代においては、音楽・映像の違法配信等、ネット上で著作権侵害が多発しており、著作権保護の実効性が問われる一方で、著作権制度が存在するために、パロディ等の社会的に意義のある著作物の利用が妨げられ、また、私的複製をサポートするサービスが円滑に提供されなくなるなど、著作権の過剰保護が問題視される状況にあり、著作権の保護と表現の自由等の対抗利益との調整をいかに行うべきかが重要な問題となっている。こうした状況を受けて、近時、憲法学の分野においても、著作権と表現の自由との関係に関する研究が行われるようになってきていた(山口いつ子『情報法の構造 情報の自由・規制・保護』(東京大学出版会・2010年)、大日方信春『著作権と憲法理論』(信山社・2011年)参照)。

研究代表者は、既に著作権の存続期間の延長問題を素材として、著作権法と表現の自由との調整のあり方について研究を行ったことがあったが(横山久芳「著作権の保護期間延長立法と表現の自由に関する一考察」学習院大学法学会雑誌 39 巻 2 号 19~97 頁(2004年))、上記の状況を踏まえて、さらに著作権法と表現の自由、ひいては、知的財産法と情報利用の自由との調整のあり方について、総合的な研究を行う必要性を感じていた。

2. 研究の目的

本研究は、著作権法と表現の自由との調整のあり方、さらには、知的財産法と情報利用の自由との調整のあり方について総合的な研究を行い、著作権法を含む知的財産法の各論的な問題について解釈論上の指針を与え、今後の知的財産法の制度設計のあり方を検討することを試みるものである。

3. 研究の方法

最初に、著作権保護と表現の自由との調整問題が先鋭化する著作権法上の諸問題につき、分析、検討を行った。具体的には、著作権の保護範囲、引用、私的複製、間接侵害などの問題を取り上げ、裁判例・学説を整理し、我が国において、従来、著作権と表現の自由との調整問題に対してどのようなアプローチが採られていたかを確認する作業を行った。

次に、ドイツ・アメリカ・イギリスなどの外国法の研究を行った。具体的には、外国の裁判例や立法例を調査し、各国において、どのような議論がなされているかを分析し、我が国のそれと対比し、我が国の議論にどのような示唆が得られるかを考察した。

さらに、近時の憲法学における議論を研究し、憲法学の成果を知的財産法の制度設計に反映させる試みを行った。

最後に、4年間の研究の集大成として、著作権法を含む知的財産法と情報利用の自由との調整がいかにあるべきかを、知的財産法の正当化根拠論に遡って検討を加えること

とした。

4. 研究成果

本研究では、以下のような研究成果を得ることができた。

まず、著作権保護と表現の自由との調整が問題となる著作権法上の論点として、著作物の利用主体の認定判断がある。これは、物理的に自ら著作物を利用していないが、他人の著作物の利用行為に関与している者に対して著作権法上の侵害責任を問うことができるかという問題である。著作権の実効性の観点からは、著作権の関与者に対して侵害責任を肯定することが妥当であるが、他方で、著作権法上の利用行為を行っていない者に対して著作権法上の責任を問うことは、著作権の効力を本来、著作権法が規制していない行為に及ぼすものであり、表現の自由等の対抗利益を不当に制約するおそれがあるため(このような問題を指摘する裁判例として、東京地判平成16年3月11日〔2ちゃんねる事件〕参照)、「保護」と「利用」のバランスの採れた解釈論や立法論が求められることになる。この問題は、我が国でも、最一判平成23年1月20日〔ロクラク事件〕以降、活発に議論されているが、ドイツでも、同様の問題が生じており、既に豊富な議論の蓄積があったため、研究代表者は、ドイツ法の裁判例・学説の議論を整理して紹介するとともに、ドイツ法から我が国の議論にどのような示唆が得られるかを検討した。具体的には、ドイツでは、利用主体の認定は侵害判断の基点となるため、我が国に比べて厳密に行われる傾向がある一方で、利用行為の関与者に対しては、一定の要件の下に差止めによる救済が著作権者に認められている。研究代表者は、我が国においても、ドイツと同様の方向で侵害関与者の法的責任を論じることが「保護」と「利用」のバランスという観点から望ましいことを明らかにした。その成果は既に論文において公表している(横山久芳「ドイツ著作権法における「間接侵害」の規律のあり方」高林龍三・三村量一・竹中俊子編『現代知的財産法講座 知的財産法の国際的交錯』135~207頁(日本評論社・2012年)、横山久芳「放送番組の録画視聴サービスの適法性をめぐる日独最高裁判決の比較法的検討」学習院大学法学会雑誌 49 巻 2 号 97~142 頁(2014年)参照)。

同様に、著作権保護と表現の自由等の対抗利益との調整が問題となる論点として、私的複製がある。近時、ストレージサービスや自炊代行サービスなど、私的複製に関わる様々なサービスがネット上で展開されているが、このようなサービスは、個人の私的複製を支援するという側面を有するとはいえ、事業者が営利目的で行うものであるため、著作権法上どのように取り扱うべきかが重要な問題となってきている。研究代表者は、平成25年4月の著作権法学会において、「私的複製」に関するシンポジウムの司会を務め、現行の私的複製制度の問題点として、立法及び判例

上、私的複製の権利制限の範囲が徐々に縮減される傾向にあることを指摘した上で、そのような傾向は現行の私的複製制度(著作権法30条)を著作権者に不利益を及ぼさない範囲で権利制限を認める消極的な制度と捉える考え方に由来するものであるが、そのような解釈は必然的なものではなく、私的複製制度を個人の私的自由の確保を実現する積極的な制度と捉える立場からは、現状の私的複製の権利制限の範囲を解釈論的、立法論的に見直す余地が生じることになるとの主張を行った。同シンポジウムの成果は既に公表されている(横山久芳「シンポジウム「私的複製」の趣旨」著作権研究40号20~28頁(2014年)参照)。

また、研究代表者は、近時の憲法学の知見を踏まえて、著作権法を含む知的財産法の制度設計のあり方がどうあるべきかを、知的財産法の存在根拠に遡って検討した。具体的には、近時、憲法学において、憲法上の人権保障に国家の公益に基づく制度設計を覆す「切り札」としての意義を認める考え方や、

マスメディアの報道の自由を公共財としての自由な表現空間の確保という公益的観点から正当化する考え方が主張されていることを踏まえ(長谷部恭男「国家による自由」ジュリスト1244号36頁(2003年)、長谷部恭男『憲法(第6版)』109~111頁(2014年)参照)、このような考え方を参考にして、知的財産法が、一方で、個人の自律的な創作活動を支援するために不可欠な創作者の精神的、経済的利益の保護を図りつつ、他方で、創作を奨励し、産業・文化の発展に寄与すると公益的観点から、知的財産の保護を図るという二面性を有していることを明らかにした。そして、前者の意味での知的財産の保護は、表現の自由の保障等と同じく創作者の基本権の実現を目的とするものであるため、社会的・公共的利益に比して優先的な保護が与えられるべきであるが、後者の意味での知的財産の保護は、産業・文化政策に基づくものであるため、社会的・公共的利益と調整しつつ、合理的な範囲で保護が認められるべきものであることを明らかにした。また、現在の知的財産法は、法人が知的財産権の主体となることを認めているが、研究代表者は、法人の権利を社会的・公共的利益を実現するための手段と位置づけ、その保護内容は、産業・文化政策的な観点から合理的に決定されるべきであることも明らかにした。同研究の成果は、既に論文において公表している(横山久芳「知的財産法の生成と創設」長谷部恭男編『岩波講座 現代法の動態 1 法の生成/創設』93~122頁(岩波書店・2014年)参照)。

以上の研究成果を踏まえ、今後も、知的財産法のあるべき制度設計の方向性を意識しながら、著作権法と表現の自由との関係についての研究を継続したいと考えている。幸いなことに、研究代表者は、「著作権法における権利侵害判断の総合的研究」について、科

研費基盤研究(C)の交付決定を頂いた。現行著作権法は、著作権の内容として、翻案権等の二次的著作物の作成権(27条)及び、二次的著作物の利用権(28条)を認めているが、二次的著作物は原著作物とは異なる新たな創作的成果を含むため、二次的著作物に著作権の保護を及ぼすことは、二次的著作物の表現の自由を直接制約することになるとともに、当該二次的著作物の公表が禁じられることにより、一般公衆の知る権利を害するという効果をも持つことになる。したがって、著作権侵害の判断では、他者の表現の自由や国民の知る権利への配慮が不可欠になるといえる。しかしながら、我が国では、最三判昭和55年3月28日〔パロディ事件〕に象徴されるように、実務上、著作権侵害の判断において表現の自由等の憲法的価値に言及されることは少ない。そこで、研究代表者は、本研究の成果を踏まえて、今後、著作権侵害の判断のあり方を具体的に研究していきたいと考えている。

以上のように、本研究の成果は、間接侵害や私的複製、侵害判断等の著作権法上の様々な各論的検討において解釈論的な寄与をなし得るものであるとともに、著作権法を含む知的財産法の制度設計の方向性を明らかにするという立法政策上の意義を有するものであり、本研究の成果の公表を通じて、一定の社会貢献をなし得るものと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計7件)

横山久芳「翻案権侵害の判断基準の検討」コピライト609号2~32頁(2012年)(査読無)

横山久芳「「パロディ」から考える著作権法入門」法学教室380号17~24頁(2012年)(査読無)

横山久芳「北朝鮮国民の著作物に対する日本国内での保護の可否」民商法雑誌146巻6号540~562頁(2012年)(査読無)

横山久芳「翻案の判断方法」ジュリスト1453号267~268頁(2013年)(査読無)

横山久芳「日独最高裁判決の比較法的検討」学習院大学法学会雑誌49巻2号97~142頁(2014年)(査読無)

横山久芳「自炊代行訴訟判決をめぐって」ジュリスト1463号36~42頁(2014年)(査読無)

横山久芳「シンポジウム「私的複製」の趣旨」著作権研究40号20~28頁(2014年)(査読無)

〔学会発表〕(計2件)

横山久芳「シンポジウム「私的複製」の趣旨」(2013年4月20日著作権法学会@一橋記念講堂)

横山久芳「職務上の創作物の権利帰属のあり方 - 「創作者主義」と「一般労働原則」との調整の観点からの検討」(2015年6月6日工業所有権法学会@一橋記念講堂)

〔図書〕(計2件)

高林龍 = 三村量一 = 竹中俊子編著『現代知的財産法講座 知的財産法の国際的交錯』135～207頁(日本評論社・2012年)(共著)

長谷部恭男編『岩波講座 現代法の動態 1 法の生成 / 創設』93～122頁(岩波書店・2014年)(共著)

6. 研究組織

- (1)研究代表者 横山 久芳
(Yokoyama Hisayoshi)
学習院大学・法学部・教授
研究者番号：30313050